

「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針（案）」にお寄せ頂いたご意見・ご要望と日本銀行の考え方

1. ご意見・ご要望をお寄せ頂いた方々

証券保管振替機構・ほふりクリアリング（連名）、CLS Bank International

2. ご意見・ご要望と日本銀行の考え方

※ ご意見・ご要望については、和訳のほか一部要約させて頂いております。

| | ご意見・ご要望 | 日本銀行の考え方 |
|-----------------------------------|---|---|
| オーバーサイトの具体的な活動 | | |
| ① | <p>オーバーサイトにおいては、引続き、個々の金融市場インフラの特性に応じた対応となるよう、日頃からのコミュニケーションを密に願いたい。</p> <p>併せて、事務負担やタイミングにも配慮するよう願いたい。</p> | <p>日本銀行では、各金融市場インフラに内在するリスクの大きさ・特性に応じ、重視すべきリスクの種類やオーバーサイトの活動の度合い（深度）を決定したうえで、オーバーサイトを実施しており、この旨、「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針」に記載しています（5.（2）参照）。この点、各金融市場インフラの関係者の方々とは、引続き緊密なコミュニケーションをとらせて頂きたいと考えています。</p> <p>また、その際には、「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針」に記載のとおり（5.（1）参照）、金融市場インフラや参加者の方々等の事務負担に十分に配慮致します。</p> |
| 海外の円貨関連金融市場インフラに対するオーバーサイト | | |
| ② | <p>国内の円決済への影響が極めて大きい金融市場インフラや先進的なリスク管理を行っている金融市場インフラに対して、その性質や内在するリスクの大きさに応じて、国際基準で求められる水準よりも高度なリスク管理を</p> | <p>「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針」に記載のとおり（6.（1）参照）、海外の金融市場インフラに対するオーバーサイトや監督は、関係当局等の中で協力に関する枠組みを構築し、協調して行うこと（国際協調オーバーサイト）が基本とされており、日本銀行も、こう</p> |

| | |
|---|--|
| <p>求める場合（脚注 29）や、国際協調オーバーサイトとは別に、国内の円決済の安全性と効率性を確保するため、国際基準が許容する範囲で、日本銀行が独自に改善に向けた働きかけを行う場合（脚注 30）には、例えば、適用されるリスク管理水準や改善の内容に関し、国際協調オーバーサイトに参加する関係当局等や当該金融市場インフラと合意形成に向けた意見交換を行うなど、最大限、国際協調オーバーサイトの枠組みを通じて働きかけを行うことが適切なアプローチだと考える。</p> | <p>した国際協調オーバーサイトの枠組みを尊重する考えです。</p> <p>したがって、海外の円貨関連金融市場インフラに対して、国際基準で求められる水準よりも高度なリスク管理を求める場合においても、国際協調オーバーサイトの枠組みを尊重し、関係当局等や当該金融市場インフラとの意見交換を通じて共通理解の形成に努めて参ります。なお、この点を明確化するため、脚注 29 に修正を加えました。</p> <p>他方、国際基準では、国際協調オーバーサイトの枠組みは、参加関係当局等がその権限に従って行為を行うための裁量権を制約するものではないとされているほか、各関係当局等が独自の判断において、海外の金融市場インフラに対し、働きかけを行うことが許容されていますが、その場合は、そうした働きかけの明確な根拠を当該金融市場インフラやその所在地国の監督当局等に示すことなどが求められています（「金融市場インフラのための原則」責務 E、重要な考慮事項 9、10）。日本銀行が、海外の金融市場インフラに対し、独自に改善に向けた働きかけを行う場合にも、こうした国際基準の定めに基づいて行うことを考えています。</p> |
|---|--|

以 上